岩手県社会福祉協議会　社会福祉法人経営者協議会青年会

ＩＷＡＴＥ子ども夢基金実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会　社会福祉法人経営者協議会　青年会（以下「青年会」という。）に設置されたＩＷＡＴＥ子ども夢基金事業実施に際して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　社会情勢の変化により、岩手県に住む子どもを取り巻く福祉課題は複雑かつ多様化している。このような状況を踏まえ、本事業は、社会福祉法人が種別を超えて連携・協力し、生活困窮に陥っている世帯等に所属する子どもの実現したい夢を支援する。

（名称）

第３条　この事業の名称は、「ＩＷＡＴＥ・子ども夢基金」（以下「当該事業」という。）とする。

（実施主体）

第４条　当該事業は、この趣旨に賛同した団体と連携を保ち、青年会及びＩＷＡＴＥ・あんしんサポート事業に参画する経営協会員法人（以下「青年会等」という。）が協働で実施するものである。

２　当該事業の事務局を岩手県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に置く。また、関係機関、市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等との連携に努める。

（実施期間）

第５条　当該事業の実施期間は、令和３年７月２１日から令和５年３月３１日までとする。

（対象者）

第６条　当該事業の対象者は、生活困窮の世帯に所属している子ども（１８歳以下の者）及び児童養護施設等で生活をしている子ども（１８歳以下の者）または、大学等の高等教育機関進学を機に必要な学用品等を求められている学生で且つ２０歳以下の者（以下「対象者」という。）とする。

（支援参加法人）

第７条　青年会等は、基金に参画するに当たり、次の責務を果たすものとする。

　（１）青年会会員またはＩＷＡＴＥあんしんサポート相談員（以下「青年会会員等」という。）を配置すること。

　（２）対象者の状況を的確に把握して、支援に結び付けること。

（基金）

第８条　基金は、ＩＷＡＴＥ・子ども夢基金の趣旨に賛同した個人、法人、団体等から寄付によって運営される。

２　青年会等に対し、子どもの夢実現に係る費用について、子ども１名につき５万円を上限とする現物給付を行う。

３　活動に要する青年会会員等の人件費、ガソリン代、電話料金に関する費用等については、支援に入った法人の負担とする。

（基金の内容）

第９条　対象者に対し、青年会等の協力を得て、生活困窮世帯の子どもの夢実現に繋げることを目的として、以下の事業を行う。

　（１）子どもの安全・安心を守るための活動の助成

　（２）生活困窮世帯の子どもで、経済的理由で諦めている夢実現のための活動の実現

　（３）親の援助を受けることが難しい子どもで、経済的理由で諦めている夢実現のための活動助

　　成

　（４）その他この基金の目的を達成するために必要な助成

（助成申込手続き）

第１０条　基金の助成を希望する子どもまたは保護者等は、申請期間内に、青年会等に対して助成の申出をし、担当者が「助成申請申込書（様式第１号）」に記入し、県社協に申し込むものとする。また申請期間等は別に定める。

（審査）

第１１条　前条の申請に対して、青年会にて助成について審査し、助成の可否を決める。また審査基準は別に定める。

（決定）

第１２条　前条によって決まった結果を、対象者に対して、「助成決定通知書（様式第２号）」または「不助成決定通知書（様式第３号）」にて通知する。

（実施）

第１３条　前条で通知された内容に則り、青年会等の担当者が直接支援を実施する。

（報告）

第１４条　前条で実施した内容を、現物給付支援を実施した日から３０日以内に県社協あてに「実施報告書兼請求書（様式第４号）」と領収書原本を提出する。

（精算）

第１５条　前条で提出された内容を確認し、１４日以内に指定する口座に振り込みを行う。

（個人情報の取り扱い）

第１６条　当該事業の実施に当たり、効果的な助成の実施のため、個人情報の適切な管理に十分に配慮した上で、関係者で情報の共有に努めるとともに、当該事業に携わる役職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、青年会等は役職員等に周知徹底を図る等の対策を講ずるものとする。

（緊急時における対応方法）

第１７条　役職員等は当該事業を実施しているときに対象者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

２　この事業を実施しているときに事故が発生した場合は、直ちに県社協、対象者の家族等に連絡を行う。

（雑則）

第１８条　この実施要綱に定めるもののほか、この基金に必要な事項は、青年会代表幹事が別に定める。

附　　則

この要綱は、令和３年７月２１日から施行する。

様式第１号

岩手県社会福祉協議会

社会福祉法人経営者協議会青年会　代表幹事　様

ＩＷＡＴＥ 子ども夢基金　助成申請申込書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | フリガナ |  | | | | | | | 生年月日　　　　　年　　月　　日  年齢（　　　　歳） | |
| 氏名 |  | | 男  女 | | | | |
| 住 　所 |  | | | 法人名 | | | | |  | |
| 施設名 | | | | |  | |
| 紹介者 |  | | | 青年会会員・相談員  氏　名 | | | | |  | |
| 対象者種別 | 生活困窮世帯の　１８歳以下の子ども | | 児童養護施設の　１８歳以下の子ども | | ２０歳以下で進学する者 | |  | その他（　　　　　　） | | |
|  |
|  |
| 子どもの夢  （簡潔に） |  | | | | | | | | | |
| 課題  （解決すべきこと） |  | | | | | | | | | |
| 助成申請　内容 | 物品名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  助成申請金額（　　　　　　　　　　　円）　　購入先（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | |
| 世帯状況 | 独居　　　　　母子（父子）世帯 親子世帯 　児童養護施設  親戚宅　　　　その他（　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | |
| 経済・  就労状況  （保護者の　情報を記入） | 無収入　　　　　就労収入  各種年金収入　　各種手当収入  生活保護（受給中・申請中）  借金有　　　　　滞納有  その他（　　　　） | | | | | 収　入  （月 円） | | | |  |
| 支　出  （月　　　円） | | | |  |
| 特記事項 |  | | | | | | | | | |

あんしんサポート事業が関わっている場合、「あんしんサポート事業　相談受付票」・「経過記録」を添付すること。

|  |
| --- |
| 支援者等関係図 |
|  |
| 備考欄 |
|  |
| ※ 必要に応じて記入 |

様式第２号

令和　年　月　日

　様

岩手県社会福祉協議会

社会福祉法人経営者協議会青年会

代表幹事　野田　大介　　　　　　印

**ＩＷＡＴＥ・子ども夢基金**

**助成決定通知書**

　申請のあった標記の助成について、下記のとおり助成することに決定しましたので、　　　通知します。

記

１　子どもの夢

２　助　成　額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　助成の内訳

　４　担　当　者

　５　そ　の　他

様式第３号

令和　年　月　日

　様

岩手県社会福祉協議会

社会福祉法人経営者協議会青年会

代表幹事　野田　大介　　　　　　印

**ＩＷＡＴＥ・子ども夢基金**

**不助成決定通知書**

　　申請のあった標記の助成について、下記のとおり不助成することに決定しましたので、　　通知します。

記

１　子どもの夢

２　不助成理由

３　そ　の　他

様式４

令和　年　月　日

岩手県社会福祉協議会

社会福祉法人経営者協議会青年会

代表幹事　様

所在地

施設名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

担当者名

連絡先

**ＩＷＡＴＥ・子ども夢基金**

**実施報告書兼請求書（後日精算用）**

　下記により助成を実施しましたので、下記のとおり報告するとともに、関係書類を添えて　請求します。

記

１　請　求　額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　請求額の内訳

３　添付書類

　　　　※ 領収書等、請求額の根拠となる書類を添付してください。

４　振込先銀行口座

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 銀行名 |  | 支店名 | 支店 |
| 預金種類 | 普通・当座 | 口座番号 | № |
| フリガナ |  | | |
| 名　義 |  | | |